

## 指定管理者制度に関する基本方針

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの方針を以下のとおり制定する。

### 1 公の施設と指定管理者制度

- (1) 「公の施設」とは、地方自治法第244条第1項に規定される、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設
- (2) 「指定管理者制度」とは、同法第244条の2第3項に規定される、公の施設の設置目的を効果的に達成するために、当該施設の管理を地方公共団体が法人その他の団体を指定して行わせることができる制度

これらの規定を踏まえ、市が設置する施設が「公の施設」にあたるかどうかを整理するとともに、その適切な管理方法を検討する。

### 2 市直営とする公の施設について

法令等の規定により管理主体が市に限定されている施設や、施設の設置目的を安定・効果的に達成できる民間事業者等が見込めない場合は、市直営とする。

### 3 指定管理者制度を導入する場合の選定方法について

#### (1) 公募とする公の施設

定型的な管理業務が主な公の施設については、民間事業者等がすでに同種の事業を実施している分野で、ノウハウ、財政的安定性、事業遂行能力を有する団体がある場合は、原則公募で候補者を選定する。

なお、公募の場合は下記のとおり取り扱う。

ア 候補者の選定は、市職員、外部有識者等で構成する選定委員会で選定する。

イ 指定管理期間は5年間とする。

ウ 指定管理者が創意工夫し施設を管理運営できるよう、地方自治法第244条の2第8項に規定される「利用料金制」の導入を図る。

#### (2) 非公募とする公の施設

##### ① コミュニティセンター

施設設置目的を考慮し、管理運営を行う団体を特定すべきものは、非公募で候補者を選定する。

##### ② 市と密接な連携を図る必要のある施設

市の政策の推進に向けて、市と指定管理者が密接な連携を図りながら施設の管理運営を行うことが求められるものは、非公募で候補者を選定する。

既に財政援助出資団体等の法人が指定管理を受託しており、施設の特性上、同法人が継続して管理運営を担う必要があるものは、当該法人を選定する。

なお、非公募の場合は下記のとおり取り扱う。

ア 財政援助出資団体については、「武蔵野市財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針」に従い、サービスの向上やコスト削減を図るほか、経営基盤の強化等について厳格な指導を行う。

イ 指定管理期間は5年間とする。

### 4 指定管理者制度導入に関する一般的事項

#### (1) 協定の締結

事業、管理業務の実施内容、事業計画書・事業報告書の作成等を定める「基本協定」と当該年度に行う業務内容や管理費用を定めた「年度協定」を締結する。その際、市は、公の施設の設置目的を踏まえ、指定管理者に求める業務内容と求めるべきサービスの提供水準について明確化し、サービス要求水準として指定管理者に示

すとともに、それに基づくモニタリングを行う旨を定める。

(2) 指定管理者の指導・監督の徹底

①事業内容のモニタリング・評価

指定管理者と市が協議して、毎年度の事業計画を決定する。毎年度終了後、指定管理者は管理業務に関する事業報告書を提出する。

その他、利用者アンケート、指定管理者による自己評価、施設所管課による評価等を定期的実施し、サービスが質・コストともに適正に提供されているかをモニタリングする。モニタリングを踏まえ、武蔵野市公の施設のモニタリング評価委員会（以下「評価委員会」という。）で事業内容を評価する。

②指定の取消・管理業務の停止

評価により、指定管理者による管理を継続することが適当でないとする場合は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずる。

(3) 個人情報保護及び情報公開

指定管理者は、市の機関に代わって施設を管理することから、武蔵野市個人情報保護条例及び武蔵野市情報公開条例の規定による実施機関に準じた措置を取る。市は、公の施設の管理運営状況の透明性を図るため、評価委員会による評価結果を公表する。

5 本方針の適用及び見直し

既存の施設、新たに設置する施設とも、本方針に照らした検討を行う。

また、本方針は、地方自治法改正、長期計画の策定等にあわせ、必要な見直しを行う。

◆◆◆ 指定管理者制度の導入の考え方 ◆◆◆

(【 】内は上記方針の条項に対応)

